



議案第五十八号

三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例の
設定について

次のとおり三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年六月十二日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾六年六月拾参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、三朝町農林漁業者健康増進施設の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 三朝町の農林漁業者及びその子弟の健康増進を図る拠点として、三朝町農林漁業者健康増進施設（以下「健康増進施設」という。）を次のとおり設置する。

名 称	設置場所
三朝町農林漁業者健康増進施設	三朝町大字本泉

(使用の承認)

第三条 健康増進施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない

らない。

(使用料)

第四条 健康増進施設の使用は無料とする。ただし、町外者の使用については、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用を承認するときに徴収する。

(使用料の免除)

第五条 町長は、健康増進及び体育振興上、特に必要があると認めるときは使用料を免除することができる。

(使用の制限)

第六条 町長は次の各号のニに該当する者に対しては、健康増進施設の入場及び使用を承認しないものとする。

- 一 公共の秩序若しくは風俗をみだし又は、公益を害するおそれがあると認められる者
- 二 その他不適当と認められる者

(損害の補償)

第七条 使用中建物又は器具を亡失又は損傷したために損害を生じたときは、町長はその

金額を定めて使用者に補償させることができる。

(規則への委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、健康増進施設の管理及び運営に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十六年七月一日から施行する。

別表（第四条関係）

健康増進施設	区分	使用時間
	五〇〇〇円	昼間
一〇〇〇円	夜間	

備考

- 1 昼間料金は、午前八時三十分から午後五時までとする。
- 2 夜間料金は、午後五時から午後十時までとする。